

令和3年度

春日部市男女共同参画推進センター

# 要 覧

(令和2年度統計)

ハ一モ二一春日部

## 目 次

1	春日部市男女共同参画推進センターの概要	1
2	春日部市男女共同参画推進条例	4
3	春日部市男女共同参画推進センター条例	6
4	春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則	12
5	令和2年度春日部市男女共同参画行政所管組織	16
6	団体登録制度	17
7	使用方法	19
8	令和2年度利用統計	25
9	令和2年度情報事業	26
	①情報ライブラリー／パネル展示テーマ	26
	②令和2年度図書関係	27
10	令和2年度学習事業	28
	(1)男女共同参画セミナーⅠ	28
	(2)男女共同参画セミナーⅡ	29
	(3)男女共同参画セミナーⅢ	30
	(4)子育て支援講座～家族編～	31
	(5)子育て支援講座～出産編～	32
	(6)子育て支援講座～子育て編～	33
	(7)子育て支援講座～子育て編Ⅱ～	34
	(8)女性のためのエンパワーメントセミナー	35
	(9)メンズアクションセミナー	36
	(10)男性のための家事支援講座～清掃編～	37
	(11)男性のための家事支援講座～片づけ編～	38
11	令和2年度交流事業・市民活動支援事業	39
	(1)登録団体の集い～男女共同参画講演会～	39
	(2)ハーモニーフェスタ2020	40
12	令和2年度ハーモニー相談事業	41
	(1)女性の悩み相談 利用統計(令和2年度分)	42
	(2)男性のための相談 利用統計(令和2年度分)	43

# 1 春日部市男女共同参画推進センターの概要

## 愛称:ハーモニー春日部

### (1) 趣旨

男女共同参画社会の実現のための活動拠点。男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野の活動に参画できるようにするために、必要な情報や学習の機会を提供する。また、男女共同参画に関する問題を継続して考え、問題解決に向かって自主的な活動ができるように支援する。老若男女、あらゆる市民に対して開かれた、ふれ合い、学び合いの場とする。

### (2) 施設概要

所在地	春日部市緑町三丁目3番17号
敷地面積	2,637.97㎡
床面積	約1,085.05㎡
階数/構造	地上2階一部地下1階 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)

### (3) 主な施設内容

- ①情報機能 男女共同参画に関する資料・図書の閲覧・貸出。調査研究の手伝い。  
※情報ライブラリー(78.00㎡)
- ②相談機能 家庭・職場・地域などで生じる様々な悩み事や問題に対して、女性相談員が相談に応じる。(総合相談、からだ・母乳・育児相談、カウンセリング相談、法律相談)その他、男性の相談員による男性のための相談を行う。  
※相談室1(18.00㎡)
- ③学習機能 男女共同参画社会の実現に向けて各種セミナーや講演会などを開催し、主体的な問題解決の能力を養う。  
※多目的ホール(135.81㎡)、生活学習室(97.28㎡)、  
研修室1(60.00㎡)、研修室2(39.00㎡)、  
和室・茶室(41.60㎡)、印刷工房(14.40㎡)、  
こどものへや(34.20㎡)
- ④交流機能 個人やグループ活動及びグループ間交流やネットワーク作りを支援する。  
男女共同参画社会に向けて活動する人たちの輪を広げる。

⑤駐 車 場 32台 (身障者用1台含む) [駐 輪 場] 24台

⑥そ の 他 事務室 (40.00㎡)、サークル活動室 (38.00㎡)、  
ミーティングルーム (6.50㎡)、男女各トイレ、多目的トイレ、男女  
各更衣室、給湯室、授乳室、倉庫、生活学習室倉庫

#### (4) 工 程

平成 9年度	基本設計・実施設計
平成10年度	用地取得・11月着工
平成11年度	10月完成
平成11年度	12月4日オープン

#### (5) 建設事業費

502,371,197円

#### (6) 補助金

彩の国づくり推進特別事業費補助金	44,000,000円
氷蓄熱式空調システム普及促進事業補助金	892,500円

#### (7) 指定管理者

平成30年4月1日より指定管理者制度へ移行

指定管理者

東京都千代田区三番町2番地

株式会社コンベンションリンケージ

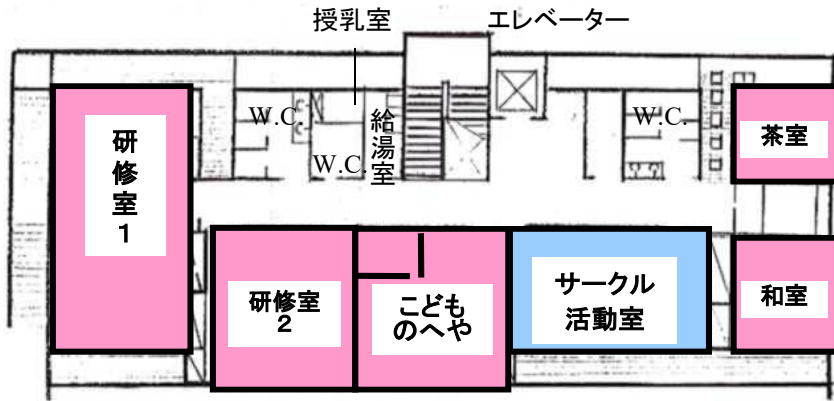
代表取締役 平位 博昭

#### (8) 愛称のいわれ

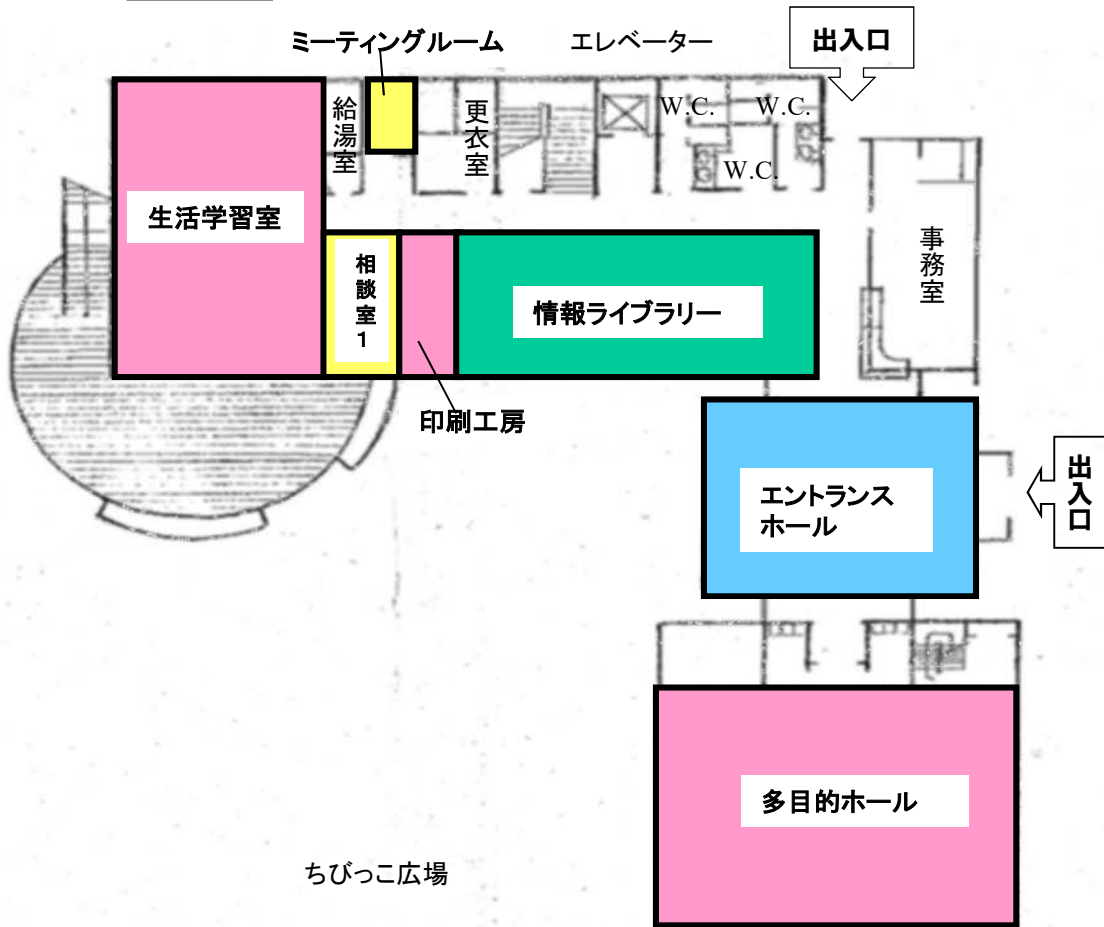
女性と男性の調和 (ハーモニー) やセンターと街の調和を願って名付けられました。また、男女が社会の対等な構成員として和音を奏でるという意味も込められています。

# ハーモニー春日部平面図

## 2階



## 1階



## 2 春日部市男女共同参画推進条例

平成18年12月18日条例第57号

我が国は、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、さらに男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現のため、国際社会の取組と連動しながら様々な施策を講じてきました。

春日部市は、誰もが平等で平和な生活を送ることができる社会実現のため、県下に先駆けて、男女共同参画を推進するための拠点施設を開設し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行、配偶者等への暴力など、真の男女平等を達成するには、いまだに多くの課題が存在しています。

春日部市が、埼玉県東部地域の中核都市として、また、将来にわたって豊かで活力あるまちとして発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要です。

私たちのまち「春日部市」は、市民一人ひとりの価値観や生活様式に照らし合わせ、豊かに生活でき、男女が社会の対等な構成員として自らの意思と責任により、あらゆる分野へ共同参画する社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに市の施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共同して責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (5) 配偶者等 配偶者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）を旨として行わなければならない。

- (1) 男女が性別によって差別されることがなく、あらゆる場で人類が共有する普遍的価値である人権が尊重され、公平に自己実現がされ、及び個人自らの意思によってその能力が発揮できること。
- (2) 男女の固定的な役割分担を見直し、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共同して参画する機会を確保するために、積極的に格差をなくすこと。
- (3) 配偶者等からの暴力及び児童への暴力並びに性的いやがらせによって、個人の尊厳を害してはならないこと及び被害にあった人に対する必要な支援をすること。
- (4) 社会における制度及び慣行が男女の活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮し、男女が社会、経済及び家庭において自立した生活を営み、家庭とその他の活動との両立ができるよう必要な支援をすること。
- (5) 男女が互いに人権尊重の視点に立ち、妊娠、出産を含む性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 国際社会を視野に入れ、それぞれの地域で取り組むこと及び市内に在住する支援が必要な外国人へ配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国及び県等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野に積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって男女が共同して参画できる体制を整備するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市、市民及び事業者は、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、配偶者等への暴力その他の性別に起因する暴力及び性的いやがらせを行ってはならない。

(性別による権利侵害への対応)

第8条 市は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談の窓口を置くものとする。

2 市は、前項の相談を受けた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第9条 市は、配偶者等からの暴力の防止に努め、配偶者等からの暴力を受けた者に対し、関係機関と協力して支援するものとする。

(広報物への留意等)

第10条 市は、広報物を作成するに当たっては、その表現において基本理念に留意しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、広報物を基本理念に留意して作成するよう啓発しなければならない。

(教育及び学習)

第11条 市及び教育に携わる者は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場での教育及び学習の機会を確保し、男女における人権尊重並びに平等に関する教育及び学習を推進しなければならない。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会形成の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進体制)

第13条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(苦情等への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者からの苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 春日部市男女共同参画推進センター条例

平成17年10月1日条例第27号

改正

平成19年3月20日条例第11号

平成29年3月16日条例第9号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を促進するため、春日部市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日部市男女共同参画推進センター

位置 春日部市緑町三丁目3番17号

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 男女共同参画社会の形成に係る図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成に係る学習の機会の提供に関すること。

(3) 男女共同参画社会の形成に係る相談に関すること。

(4) 多目的ホール、研修室、生活学習室等の使用に関すること。

(5) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可及び制限)

第5条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。

(6) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上支障があるときは、使用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成29年条例9号〕

(許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第2項第1号から第5号までのいずれかに違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

(4) その他管理上支障があるとき。



2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用時間)

第8条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(休所日)

第9条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 市長は、前項に規定する休所日のほか、センターの管理上支障があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

一部改正〔平成19年条例11号・29年9号〕

(入所の制限)

第10条 市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(原状回復義務)

第11条 使用者は、センターの使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(損害賠償)

第12条 使用者は、使用に際し施設設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料)

第13条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者の指定の手続)

第17条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するもの

とする。

- (1) 事業計画書によるセンターの管理運営が市民の平等なセンターの利用を確保することができること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。
- (4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定の制限)

第18条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

- (1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
- (2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(欠格事項)

第19条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者の業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) センターの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条及び第7条から第9条までの適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(管理の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 指定管理者の業務の実施状況及び施設の利用状況

(2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(事業報告の聴取等)

第23条 市長は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者の業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。

(3) 第18条各号の指定の制限及び第19条第1項各号の欠格事項に該当したとき。

(4) 第21条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者による施設の原状回復義務)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第27条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(利用料金の納付等)

第28条 第13条の規定にかかわらず、第16条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。
- 3 指定管理者は、使用者が第1項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
- 4 市又は指定管理者は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成19年条例11号・29年9号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前までに、春日部市男女共同参画推進センター設置及び管理条例（平成11年春日部市条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月20日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例に規定する施設の使用に係る使用料については、平成19年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月16日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に春日部市男女共同参画推進センターの管理を行わせるときは、当該管理を行わせる日前に第1条の規定による改正前の春日部市男女共同参画推進センター条例の規定により市長がした使用の許可その他の処分（同日以後の使用に係るものに限る。）又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、同日以後は、第1条の規定による改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした使用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第13条関係）

春日部市男女共同参画推進センター使用料

施設等の名称	時間区分	金額（円）					
		午前 8時30分から 午前10時 30分まで	午前 10時30分 から午後0時 30分まで	午後 1時から午 後3時まで	午後 3時から午 後5時まで	午後 5時30分 から午後7時 30分まで	午後 7時30分 から午後9時 30分まで
多目的ホール		1,100					
生活学習室		800					
研修室1		500					
研修室2		300					
茶室・和室		300					
附属設備		別に市長が定める。					

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

## 4 春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成17年10月1日規則第12号

改正

平成19年8月1日規則第62号  
平成19年11月29日規則第87号  
平成20年6月26日規則第54号  
平成25年3月15日規則第21号  
平成28年3月25日規則第62号  
平成29年3月16日規則第12号  
平成30年3月28日規則第34号  
平成31年3月22日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市男女共同参画推進センター条例（平成17年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 春日部市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）は、市民生活部市民参加推進課が所管する。

一部改正〔平成25年規則21号〕

(許可手続等)

第3条 条例第5条第1項の規定により、センターの使用の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、春日部市男女共同参画推進センター使用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による予約者の決定の後に受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第13条に規定する使用料を徴収し、春日部市男女共同参画推進センター使用許可書兼領収書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

4 条例第5条第1項の規定により、センターの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに春日部市男女共同参画推進センター使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書（様式第3号）により市長に申請し、又は届け出なければならない。ただし、使用日を変更しようとするときは、第2項の規定を準用する。

5 前項の申請又は届出をするときは、許可書を提示しなければならない。

6 市長は、第4項の規定による申請又は届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市男女共同参画推進センター使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書（様式第4号。以下「変更等許可書」という。）により許可又は通知するものとする。

7 使用者は、使用開始前に許可書（前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書）を提示し、係員の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成19年規則62号・87号・20年54号・29年12号・30年34号〕

(使用の許可に係る予約)

第3条の2 前条に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する手続によるものとする。

追加〔平成19年規則87号〕

(使用終了の届出)

第4条 使用者は、条例第11条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成29年規則12号・30年34号〕

(使用料の減免)

第5条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成29年規則12号・30年34号・31年16号〕

(減免の手続)

第6条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除決定通知書(様式第6号)により、申請したものに通知しなければならない。

追加〔平成19年規則62号〕

(使用料の還付)

第7条 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第15条第1項又は第2項に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (3) その他の場合 市長が別に定める額の還付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成20年規則54号・29年12号・30年34号〕

(還付の手続)

第8条 使用料の還付(第3条第6項の規定による還付を除く。)を受けようとする者は、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、許可書(第3条第6項の許可を受けた者にとっては、許可書及び変更等許可書)を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付通知書(様式第8号)により申請をした者に通知し、使用料を還付するものとする。

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成20年規則54号〕

(指定管理者の指定の申請)

第9条 条例第17条第1項の規定による申請は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定申請書(様式第9号)によるものとする。

2 条例第17条第1項に規定するその他必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にとっては、その者の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) 過去3か年分の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(指定管理者の指定等)

第10条 市長は、条例第17条第2項の規定による選定の結果を前条の規定による申請をしたものに対し、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定候補者選定結果通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第17条第2項の規定により指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体(以下「指定団体」という。)に対し、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定通知書(様式第11号)によりその旨を通知するとともに、同条第3項の規定により、次に掲げる事項について速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称
- (3) 指定管理者となる団体の名称及び所在地
- (4) 指定の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長及び指定団体は、センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(事業報告書)

第11条 条例第22条の事業報告書は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者事業報告書(様式第12号)によるものとする。

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(指定の取消し等)

第12条 市長は、条例第24条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定取消等通知書(様式第13号)によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 処分した日
- (2) 処分された指定団体が管理を行っていたセンターの名称
- (3) 処分された指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 期間を定めて指定管理者の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成19年規則62号・29年12号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、春日部市男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則(平成11年春日部市規則第43号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年8月1日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。



附 則（平成19年11月29日規則第87号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。（後略）  
（春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則の改正に伴う経過措置）
- 7 改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則第3条第2項の規定は、平成20年5月1日からの施設の利用から適用する。

附 則（平成20年6月26日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に、改正前の春日部市春日部コミュニティセンター条例施行規則、春日部市庄和コミュニティセンター条例施行規則、春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則及び春日部市庄和勤労福祉センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月15日規則第21号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第62号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

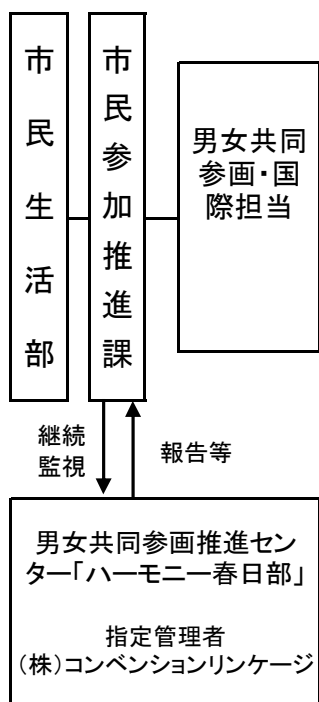
附 則（平成30年3月28日規則第34号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第16号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 5 令和2年度 春日部市男女共同参画行政所管組織



### ハーモニーの機能

情報機能  
学習機能  
交流機能  
相談機能  
施設管理

※男女共同参画社会に関する調査、企画及び総合調整に関すること

※男女共同参画社会に関する施策の推進及び啓発に関すること

#### 1 基本計画推進事業

#### 2 諮問機関

(1) 男女共同参画推進審議会の開催(2回)

#### 3 各関係機関との連絡調整事業

#### 4 啓発事業

(1) 男女共同参画情報誌「ハーモニー」の発行 …… 指定管理者

#### <情報機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる図書、資料及び情報の収集並びに提供に関すること

#### 1 情報収集・提供事業

(1) 図書、資料等の閲覧・貸し出し …… 指定管理者

(2) パネル展示 …… 指定管理者

(3) センター要覧の発行

#### <学習機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる学習の機会の提供に関すること

#### 2 学習事業 …… 指定管理者

(1) 男女共同参画セミナー(3回)

(2) 子育て支援講座・出産編(1回)・家族編(1回)・子育て編(2回)

(3) 女性のためのエンパワーメントセミナー(1回)

(4) メンズアクションセミナー(1回)

(5) 男性のための家事支援講座(2回)

#### <交流機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる市民参画

#### 3 交流事業・市民活動支援事業 …… 指定管理者

(1) ハーモニーフェスタ2020

(2) 登録団体の集い(男女共同参画講演会:研修と交流・1回)

#### <相談機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる相談に関すること

#### 4 相談事業 …… 指定管理者

(1) 女性総合相談 (女性相談員:週4回)

(2) 女性のからだ・母乳・育児相談 (保健師:週1回)

(3) 女性のカウンセリング相談 (女性フェミニストカウンセラー:月3回)

(4) 女性のための法律相談 (女性弁護士:月1回)

(5) 男性のための相談 (男性産業カウンセラー:月1回)

#### <施設管理>

※施設の利用に関すること

#### 5 施設管理事業 …… 指定管理者

(1) センター施設の貸し出し(男女共同参画意識の醸成)

(2) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること

## 6 団体登録制度

男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」は、男女が平等な立場で社会のあらゆる分野に参画し共に責任を担う「男女共同参画社会」実現のための活動拠点です。

目的を持って活動する団体の把握と支援のため、登録制度をおきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

### (1) 登録要件

- A { ①男女共同参画社会の実現を目指して主体的に活動する団体  
B { ②会員の7割が市内在住・在勤・在学者  
③団体としての目的及び活動計画を有する団体
- 登録団体A：①～③を満たす団体  
登録団体B：②～③を満たす団体

**※使用目的が下記に該当する場合、その団体の登録はできません。**

- ① 秩序及び風俗を害する恐れがあるとき。
- ② 建物及び附帯設備を破損する恐れがあるとき。
- ③ 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。
  - ア 収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合（目的を問わず）
  - イ 手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合。
  - ウ 公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合。
  - エ 商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾/収益事業の宣伝を目的とする場合。
- ④ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- ⑤ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
  - ※ 申請者（主催者）名を変えても実際の使用が宗教団体の場合は、使用できません。
  - ※ 布教活動及び布教活動につながる場合も使用できません。
- ⑥ その他管理上支障があるとき。

## (2) 登録の方法

① **登録団体申請書** に必要事項を記入し、**会員名簿** 及び **規約等** を添えて、センターへ申し込んでください。

※公共施設予約システムへの利用者登録申請も必要です。

② 申請後、**登録証（カード）** を発行します。センター使用申請の際、登録証を提示してください。

## (3) 団体として使用できる施設

① 申込みが必要な施設

多目的ホール、生活学習室、研修室1・2、茶室、和室

② 申込みが不要な施設

印刷工房、サークル活動室、こどものへや(ただし、大人一人以上の監督者が必要)

## (4) 登録後について

① 使用したい月の3か月前の1日から14日の間に公共施設予約システムを利用した抽選申込ができます。(抽選は1回です) 抽選期間終了後は先着申込になります。

② 登録団体同士の交流を深めると同時に、センターの目的を理解していただくため、年1回登録団体のつどいへの参加をお願いします。

③ 登録した内容は、市民からの問い合わせの際、情報提供するものとします。

④ 登録は毎年自動更新となります。

## 7 使用 方 法

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、使用を制限させていただきます場合があります。

男女共同参画推進センターの部屋などを使用する個人や団体の方々が安全で楽しく、快適に利用できるように定めたものです。是非お守りいただきますようお願いいたします。

(1) 使用できる部屋の種類及び定員、用途（定員は机やいすを並べたときの収容人数）

①多目的ホール	定員 100名	講演会、セミナー、軽体操など
②生活学習室	定員 36名	調理実習
③相談室1	定員 4名	相談
④印刷工房		印刷・製本作業
⑤情報ライブラリー	定員 22名	図書などの閲覧
⑥研修室1	定員 39名	セミナーなど
⑦研修室2	定員 21名	セミナーなど
⑧こどものへや	定員 16名	セミナー開催時・団体活動時の保育
⑨サークル活動室	定員 24名	登録団体の会合
⑩和室	定員 12名	会議など
⑪茶室	定員 10名	茶道など

(2) 使用時間と休所日

①使用時間

8：30～21：30

※使用時間は準備時間及び清掃・片付け時間を含みます。

②休所日

年末年始（12／29～1／3）

※センターの管理上必要がある時は、臨時に休所する場合があります。

(3) 使用許可申請の方法

①公共施設予約システムをご利用ください。

②抽選申し込み期間は、使用する月の3か月前の1日から14日までです。抽選申込終了後の15日以降は、先着予約になります。

③使用区分（枠）は、

午前の部 8：30～10：30 / 10：30～12：30

午後の部 13：00～15：00 / 15：00～17：00

夜間の部 17：30～19：30 / 19：30～21：30

とし、1団体にのみ貸し出します。

④予約は1団体月4枠までです。ただし、3日前の時点で空きがあれば予約を受け付けます。

⑤使用備品については、使用するものとその数を記入してください。

（例）マーカー○色○本・ラジカセ・ワイヤレスマイク○本など

⑥備品の持ち込みや部屋の装飾をする時は、事前に申し出て許可を得てください。

⑦センターとの連絡調整などのため、使用責任者を記名してください。

#### (4) 使用の方法

- ①事務室にて、使用許可書を提出し部屋のカギをお受取りください。
- ②使用時間を守り時間内に後片付け清掃を行い、ゴミはお持ち帰りください。
- ③使用後は使用報告書に記入し、鍵・使用備品と一緒に事務室へお持ちください。
- ④施設・備品に破損、故障があった場合は速やかに事務室へご連絡ください。

#### (5) 使用の取消しや変更

取消や変更が生じた場合は、使用日の7日前までに手続きをお願いします。

#### (6) 使用にあたってのお願い

- ①センター内での飲酒は禁止です。また、多目的ホール、情報ライブラリー、印刷工房内、和室・茶室（茶道を除く）での飲食はご遠慮ください。
- ②敷地内全面禁煙です。（令和元年7月1日～）
- ③他の部屋の使用者に迷惑がかからないようご配慮願います。
- ④車、自転車は所定の位置に駐車、駐輪し必ず施錠してください。
- ⑤盗難、紛失等について、センターは一切責任を負いません。
- ⑥ペットを連れての入館はできません。ただし盲導犬は入館できます。
- ⑦政治・宗教・営利目的の使用はできません。

#### (7) 使用許可の取消し

次のような場合は、部屋の使用許可を取消しすることがあります。

- ①春日部市男女共同参画推進条例第5条第2項第1号から第5号までのいずれかに違反したとき。
- ②偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- ③職員の指示に従わないとき。
- ④その他管理上支障があるとき。

※ 使用上分からないことは遠慮なく職員にお尋ねください。

## 各部屋の機能と使い方

事務室		40m <sup>2</sup>
主な用途	相談受付業務、学習相談窓口、図書貸し出し、鍵の貸出	
館内貸し出し用 備品	備品名	数量
	CDラジカセ	2
	DVDプレーヤー	1
	ワイヤレスマイク	4
	マイクスタンド(スタンド)	3
	マイクスタンド(卓上)	3
	アンプ(ワイヤレスマイク用)	2
	譜面台	10
	オーバーヘッドプロジェクター	1
	三脚付スクリーン	1
液晶プロジェクター	1	

多目的ホール		約136m <sup>2</sup>
主な用途	講座、講演会、軽体操	
設備	椅子	100
	机	20
	ステージ折りたたみ式	2
	講演台	1
	花台	1
	アップライトピアノ	1
	壁面ミラー	
	音響操作卓(DVD、CD、VTR、カセットデッキ、マイクロホン)	1
	更衣室(ロッカー)	男女別各20
	ホワイトボード	1
遮光スクリーン		
使用方法	窓の開閉や遮光スクリーン上下、音響卓、照明、空調の操作についてご不明な点がございましたら、職員にお聞きください。更衣室のロッカーはコイン返却方式です。清掃用具は男子更衣室内にあります。飲食は出来ません。	

情報ライブラリー		78m <sup>2</sup>
主な用途	男女共同参画に関する資料、図書等の閲覧、貸出	
設備	閲覧テーブル	4
	椅子	16
特徴	約3,700冊の図書と、各市町の女性情報誌などの行政資料を備えています。	
使用方法	図書・ビデオの貸出は一人4冊(本)までです。貸出期間は図書が2週間、ビデオは1週間です。住所等が確認できるものと一緒に図書貸出登録票を窓口に提出してください。飲食はできません。	

生活学習室		約97㎡
主な用途	調理実習	
設備	調理台(流し、オープン)	6
	椅子	36
	調理道具	各種
	食器	各種
	ホワイトボード	1
	ガーデンテーブル	3
	ガーデンチェア	16
	冷蔵庫	1
	電子レンジ	1
	炊飯器	4
	ハンドミキサー	4
	ジューサーミキサー	4
	スピードカッター	4
	シューズケース	24
ワゴン	1	
	衣類用ハンガー	
使用方法	履物を脱いで入室してください。シューズケースは、室内にあります。生ごみはお持ち帰りください。調理したものをテラスで試食することも出来ます。調理台の下にガスの元栓がありますので、使用後は必ず閉めてください。換気扇、清掃道具は倉庫の中にあります。調理用具を使用した場合は、チェックリストに記入して下さい。	

印刷工房		約14㎡
主な用途	男女共同参画団体の活動に関する資料の作成	
設備	印刷機	1
	紙折り機	1
	裁断機	1
	電動穿孔機	1
	大型ステープラー	1
	作業テーブル	1
使用方法	機材の操作方法は必ず職員にお聞きください。用紙はご持参ください。印刷使用簿に印刷枚数を記入してください。カウンターは印刷機内部にあります。印刷前に原稿を確認させていただき、印刷終了後に実費徴収させていただきます。	

相談室1		18㎡
主な用途	専門相談員による相談	
設備	相談テーブル、事務机	各1
使用方法	女性相談(総合相談、からだ・母乳・育児相談、カウンセリング相談、法律相談)と男性のための相談を行っています。開催日時等につきましては、広報かすかべまたは春日部市ホームページをご覧ください。	

ミーティングルーム		約7㎡
主な用途	打ち合わせ室	
設備	事務机	1
使用方法	打ち合わせ等に使用します。	



研修室1		60m <sup>2</sup>
主な用途	研修、会議、学習活動	
設備	机	13
	椅子	39
	33インチテレビ	1
	S-VHSビデオ	1
	衣類用ハンガー	
	遮光スクリーン	
	ホワイトボード	1
使用方法	机、椅子を移動された場合は元の位置に戻してください。	

研修室2		39m <sup>2</sup>
主な用途	研修、会議、学習活動	
設備	机	7
	椅子	21
	29インチテレビ	1
	S-VHSビデオ	1
	ホワイトボード	1
使用方法	机、椅子を移動された場合は元の位置に戻してください。	

こどものへや		約34m <sup>2</sup>
主な用途	保育	
設備	座卓	1
	ベビーベット	1
	21インチテレビ	1
	S-VHSビデオ	1
	おもちゃ	各種
	絵本	各種
	幼児用トイレ	1
使用方法	センターの主催事業の時にお子さんを一時保育する場所です。また、保護者がセンターを利用している間、お子さんをあずかる部屋としてお使いください。その場合、必ず大人が付くようにして下さい。利用の際は、事務室にある利用簿に記入してください。個人利用はできません。	

サークル活動室		38m <sup>2</sup>
主な用途	サークル同士交流の場、情報の提供など	
設備	テーブル	8
	椅子	20
	衣類用ハンガー	
	ロッカー(国際交流協会使用)	1
	掲示板	1
使用方法	入室前に事務室で受付をしてください。使用時間は1時間までです。共有スペースですので、譲り合ってください。飲食は可能ですが、ゴミは必ずお持ち帰りください。	

<b>茶室</b>		約15㎡
主な用途	華道、茶道	
設備	炉、にじり口、水屋 茶道具、華道具一式	
使用方法	入室の際は、入り口の鍵をお持ちください。茶道具、華道具を使用の場合は、チェックリストに記入してください。道具は和室と水屋上の棚に収納してあります。	

<b>和室</b>		約18㎡
主な用途	会議	
設備	座卓	6
	座布団	30
使用方法	入室の際は、入り口の鍵をお持ちください。飲食はできません。	

<b>ちびっこ広場</b>		約715㎡
主な用途	施設の前庭としてお使いください。センターの管理になりますが、休所日でもご利用いただけます。	
設備	鉄棒	2
	ベンチ	4
	滑り台	1
使用方法	小さいお子様から大人まで誰もが利用できますように、ボール遊びなど危険なことはご遠慮ください。	

## その他の施設

授乳室	2階給湯室奥にあります。ベビーベットとチェアがあり、専用の個室でお子様の世話をしてください。	
給湯室	1、2階にあります。湯のみ、急須をお使いください。ただし飲食可能な部屋に限ります。	
トイレ	1、2階に男女別と多目的トイレがあります。多目的トイレは、障害者はもちろん、ベビーカーなどのお子様づれにも利用できます。それぞれのトイレにはベビーベットやベビーチェアが備えています。紙おむつはお持ち帰りください。	
当日の利用案内	当日の利用案内は1階エントランスホール事務室前に掲示してあります。お部屋を確認してお入りください。	
自動販売機	エントランスホールに清涼飲料水の自動販売機が1台あります。	
駐車場	32台。(身障者用1台を含む)正面玄関前と建物北側にあります。駐車場台数が少ないため、できるだけ他の交通機関をご利用ください。	

**※令和元年7月1日から敷地内全面禁煙です。**

## 8 令和2年度利用統計 ＜部屋別月別利用統計＞

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
多目的ホール	枠	5	0	68	84	0	67	106	85	69	45	38	70	637
	女	35	0	548	637	0	563	826	682	579	359	346	602	5,177
	男	4	0	55	95	0	88	163	87	95	27	34	55	703
	計	39	0	603	732	0	651	989	769	674	386	380	657	5,880
生活学習室	枠	0	0	5	3	0	1	9	8	5	4	4	7	46
	女	0	0	8	11	0	8	63	34	44	22	35	53	278
	男	0	0	0	17	0	1	19	24	26	15	14	15	131
	計	0	0	8	28	0	9	82	58	70	37	49	68	409
研修室1	枠	1	0	16	15	17	3	35	20	18	13	15	22	175
	女	0	0	71	117	106	22	226	151	140	16	18	69	936
	男	0	0	11	22	29	7	71	37	52	6	1	36	272
	計	0	0	82	139	135	29	297	188	192	22	19	105	1,208
研修室2	枠	1	0	19	27	20	26	0	31	20	10	8	14	176
	女	2	0	80	143	67	132	0	140	115	47	32	60	818
	男	2	0	9	9	8	12	0	11	10	8	2	5	76
	計	4	0	89	152	75	144	0	151	125	55	34	65	894
茶室・和室	枠	0	0	2	2	0	0	0	8	1	0	0	0	13
	女	0	0	9	7	0	0	0	24	4	0	0	0	44
	男	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	計	0	0	9	10	0	0	0	24	4	0	0	0	47
有料施設 合計	枠	7	0	110	131	37	97	150	152	113	72	65	113	1,047
	女	37	0	716	915	173	725	1,115	1,031	882	444	431	784	7,253
	男	6	0	75	146	37	108	253	159	183	56	51	111	1,185
	計	43	0	791	1,061	210	833	1,368	1,190	1,065	500	482	895	8,438
情報ライブラリー/ エントランスホール /ちびっ子広場	女	128	117	834	1,038	185	778	1,137	1,056	930	541	569	989	8,302
	男	165	154	272	343	48	135	238	196	252	112	161	196	2,272
	計	293	271	1,106	1,381	233	913	1,375	1,252	1,182	653	730	1,185	10,574
サークル活動室	女	4	0	25	9	0	11	0	14	11	0	5	18	97
	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	計	5	0	25	9	0	11	0	14	11	0	5	19	99
こどもの部屋	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷工房	女	1	0	0	0	3	2	0	4	0	0	5	3	18
	男	7	1	1	1	0	0	2	0	2	0	5	2	21
	計	8	1	1	1	3	2	2	4	2	0	10	5	39
図書貸出	女	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
相談室	女	62	52	81	72	64	62	71	70	70	67	78	77	826
	男	1	2	3	3	3	3	4	2	2	3	2	3	31
	計	63	54	84	75	67	65	75	72	72	70	80	80	857
無料施設 合計	女	206	169	940	1,119	252	853	1,208	1,144	1,011	608	657	1,087	9,254
	男	175	157	276	347	51	138	244	198	256	115	168	202	2,327
	計	381	326	1,216	1,466	303	991	1,452	1,342	1,267	723	825	1,289	11,581
利用者合計	女	243	169	1,656	2,034	425	1,578	2,323	2,175	1,893	1,052	1,088	1,871	16,507
	男	181	157	351	493	88	246	497	357	439	171	219	313	3,512
	計	424	326	2,007	2,527	513	1,824	2,820	2,532	2,332	1,223	1,307	2,184	20,019
昨年利用者合計	計	4,585	4,793	7,186	4,591	3,989	4,931	4,379	4,540	4,018	4,024	4,619	2,936	54,591

※枠とは・・・使用区分のことです。(19ページ(3)③参照)

## 9 令和2年度情報事業

### (1) 情報ライブラリー／パネル展示テーマ

男女共同参画に関する図書・行政資料等を備えています。

図書 3, 712 冊      ビデオ・DVD 86点

#### 利用方法

借りるとき	図書貸出登録票に必要事項を記入し、住所等が確認できるものと一緒にカウンターへ提出してください。貸出券を1枚発行します。 ※春日部市在住・在勤・在学・登録団体の方に限ります。
	借りたい本と貸出券をカウンターにお持ちください ※行政資料、館内シールが貼ってあるものは貸し出しできません。
貸出期間と冊数	一人4冊(新刊は1冊)まで。貸出期間は図書が2週間、ビデオは1週間です。
本を返すとき	カウンターへお持ちください。貸出券をお返しします。

#### パネル展示テーマ

4月	館内利用者アンケート結果の告知
	各種相談窓口の紹介
5月	壁新聞・内牧フォークロア
6月	壁新聞・内牧フォークロア
	「わたしの防災対策」(WithYouさいたま貸出用パネル)
7月	壁新聞・内牧フォークロア
8月	SDGsクローズアップ
9月	児童虐待防止 189告知
10月	館内利用者アンケート結果の告知
	ハーモニーフェスタ2020の告知
11月	ハーモニー春日部20年の記録
	パープルリボン運動タペストリー
	萩野吟子特集
12月	ハーモニー春日部20年の記録
	甦った幻の童謡詩人 金子みすゞ
1月	男女共同参画情報誌「ハーモニーVOL16」の紹介
	甦った幻の童謡詩人 金子みすゞ
2月	壁新聞・内牧フォークロア
3月	壁新聞・内牧フォークロア
	児童虐待防止 189告知
	館内利用者アンケート結果の告知

## (2)令和2年度 図書関係

### ①貸出用購入図書

	書名	著者	出版社
1	今日からできる小さな会社のSDGs	村尾隆介	青春出版社
2	いつ大災害が起きても家族で生き延びる	小川光一	ワニブックス
3	それでも、母になる	徳瑠里香	ポプラ社
4	次の時代を、先に生きる	高坂勝	ワニブックス
5	ここは負けても死なないテーマパーク	大松絵美	宝島社
6	推し燃ゆ	宇佐美りん	河出書房新社
7	なんとめでたいご臨終	小笠原文雄	小学館
8	頑張りすぎずに、気楽に	キム・スヒョン 岡崎暢子訳	ワニブックス
9	人間の道理	曾野綾子	河出書房新社
10	人は、なぜ 他人を許せないのか？	中野信子	アスコム
11	21 Lessons 21世紀の人類のための21の思考	ユヴァル・ノア・ハラリ 柴田裕之訳	河出書房新社
12	現代語訳 論語と算盤	渋沢 栄一 守屋 淳訳	筑摩書房
13	認知症の人の心の中はどうなっているのか？	佐藤 真一	光文社
14	困った老人のトリセツ	和田 秀樹	宝島社
15	JR上野駅公園口	柳 美里	河出書房新社
16	防災 2020-2021 新ルール (日経ホームマガジン)	(日経トレンディ別冊)	日経BP

### ②閲覧用図書

	書名	発行
1	女性情報誌(定期購入)	(有)パド・ウイメンズ・オフィス

## 10 令和2年度学習事業

### (1)男女共同参画セミナー I

事業名	男女共同参画セミナー 親子工作教室				
事業対象者	小学生とその保護者				
事業のねらい	工作を通して親子がふれあい、絆を深める。また、工作の楽しさを子供達に伝える。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	9月20日(日)	参加者数	女性9人 男性4人 子ども13人 (女児7人・男児6人) 合計26人(親子10組)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		～オリジナル万華鏡を作ろう～		
	回数	1回	講師名	杉山 充男 氏	
	備考		多目的ホールにて開催		
参加者からのアンケート	前から万華鏡に興味があって、どんな仕組みになってるんだろうと思っていました。今回、このような講座を開いていただきありがとうございました！！親子でとても楽しい時間を過ごせました！仕組みも分かり良かったです。先生やスタッフの方々、お世話になりました！				
	親子で楽しく制作出来たので良かった。科学の事もわかり、1人1人の机もあり、落ちついて制作することが出来て良かった。				
	万華鏡の仕組みを楽しく学びながら、思っていたよりも簡単に作成出来て良かったです。コロナ生活の中、なかなか出掛ける機会が作れないので、親子で参加出来て良かったです。				
	1年生にもわかりやすい難易度と進めるペースで良かったです。外に絵を書かせるのは「自分で作った」感が出て満足感あったようです。				
	下の子供も、見学で飛び入りさせて頂いたのですが、2人分のキットを用意して頂き、初めての万華鏡作りを分かりやすく、オリジナリティも生かして作ることが出来、親子で楽しい時間を過ごせました。				
	小1の子と小4の子が2人共楽しめていて良かったです。仕組みを学べたり、組み立てだけでなく、絵を書いたり、楽しかったです。				
	コロナの件で人数制限されていましたが、少人数で良かったです。子どものペースで制作出来て楽しそうでした。				
	子供も考えながら制作出来たし万華鏡の構造が分かったので家でも作ってみたい。				
	作るのも絵を描くのも楽しかったようです。万華鏡の中身を変えられるので、とても楽しみです。				
子どもが楽しく作れて良かったです。					

(2) 男女共同参画セミナーⅡ

事業名	男女共同参画セミナー イザに備える介護保険のポイント				
事業対象者	市内在住・在勤者				
事業のねらい	男女別なく介護に関心を持ち、関わる意識を市民に醸成する。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	2月21日(日)	参加者数	0人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		イザに備える介護保険のポイント		
	回数	1回	講師名	特定非営利活動法人 市民の患者学研究会 代表 横関 優 氏	
	備考		中止(緊急事態宣言発出の為)		
参加者からのアンケート					

### (3) 男女共同参画セミナーⅢ

事業名	男女共同参画セミナー 話そう！学ぼう！「コロナ禍の仕事、悩みいろいろ」				
事業対象者	市内在住・在勤の女性				
事業のねらい	新型コロナウイルス感染拡大下で就職に悩む女性を支援する。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月14日(日)	参加者数	0人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		話そう！学ぼう！「コロナ禍の仕事、悩みいろいろ」		
	回数	1回	講師名	埼玉とうぶ若者サポートステーションキャリアコンサルタント 須田真理子氏	
	備考		中止（緊急事態宣言発出の為）		
参加者からのアンケート					



(4)子育て支援講座～家族編～

事業名	子育て支援講座 ～家族編～				
事業対象者	6カ月未満児とその家族				
事業のねらい	子育ての情報を提供し、不安やストレスを解消してもらいます。また、子育てには、夫や家族の協力が大切であることを認識してもらう。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月21日(日)	参加者数	0人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		子育て支援講座～家族編～		
	回数	1回	講師名	埼玉県助産師会春日部地区助産師	
	備考		中止(緊急事態宣言発出の為)		
参加者からのアンケート					

(5)子育て支援講座～出産編～

事業名	子育て支援講座～出産編～				
事業対象者	妊娠20週以降の方とパートナー				
事業のねらい	出産・子育ての情報を提供し、不安やストレスを解消してもらう。また、出産・子育てには、夫や家族の協力が大切であることを認識してもらう。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月28日(日)	参加者数	女性4人 男性4人 合計8人(夫婦4組)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		子育て支援講座 ～出産編～		
	回数	1回	講師名	埼玉県助産師会春日部地区助産師 日野 暁子 氏、萩原 佑喜 氏	
	備考				
参加者からのアンケート	初めての講座参加だったので出産までのイメージが分かった。他の方とのコミュニケーションまではいかないが、いろいろな悩みが共通してあるんだと、安心した。ダンナさんに出産のイメージとかつかんでもらえる良い機会になったと思う。				
	今回、このような講座への参加が初めてでしたので全てにおいて勉強になりました。				
	大変参考になった講義でした。出産に向け準備をしていますが、今年はコロナでパパママ教室など、また、検診もパパは同席できず、不安でしかたない状態でしたが、一つ一つ不安な部分を丁寧に教えていただき、良かったです。周りのパパママも同じような悩みを持っていることがわかり、自分たちだけではなかったんだと少し勇気が出ました。あと少しのマタニティライフを全力で楽しみます！！				
	今日はとても参考になる講座に参加でき、とても良かったです！パパママ教室が中止になっているので、夫婦での知識の差がどうしても違っていたりして、話が合わずに困っていたので、とても為になりました。来月の出産に向けて二人でできることをし、万全の体勢で赤ちゃんをむかえたいと思います！				
	出産へ漠然とした不安が大きかったが今回の講座で大分払拭できた事が良かったと思う。				
	病院からのマニュアルを見てもイメージしにくかった呼吸法が大分分かったので良かった。同様に、生まれてくる時のイメージも実際に見て説明されると理解が深まった。意外と知らないものが多いのが分かって良かった。				
	コロナ禍でこういった講座がほとんどないためとても勉強になりました。具体的な例や、今だからしたい質問もできたので良かったです。				
最後に、子育てをする中で、夫婦のコミュニケーションのとり方として具体例を挙げて頂けたことはすごく勉強になりました。					

(6)子育て支援講座～子育て編～

事業名	子育て支援講座 ～子育て編～				
事業対象者	市内在住・在学の小学生とその父または祖父				
事業のねらい	子どもたちと父親、祖父に料理をする楽しさを伝えるとともに、親子の絆および他の親子との交流を深める。また、バランスの良い食生活を定着させるきっかけを作る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	12月20日(日)	参加者数	13人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		「イクメン(イクジイ)料理教室」		
	回数	1回	講師名	春日部保健所地域活動栄養士会 宮武 佐治子氏・中山順子氏	
	備考				
参加者からのアンケート	・親子で楽しく料理することができた				
	・講師の先生の教え方がうまく、とてもわかりやすかった				
	・子供と一緒に参加でき楽しかった				
	・本当はやっぱ最後の試食までやりたかった(今回はお持ち帰り企画)				
	・いつも丁寧な指導でありがとう				
	・以前から参加しており、娘が6年生の今回が最後の参加になる。この場で食べられなかったのが残念だが、楽しく作れた。				
	・コロナ禍で大変だが、これからも楽しい教室を頑張って				
	・この講座はいつも元気で、長く続けてほしい				
・Xmasに限らず、お花見用とかの料理教室もやってもらいたい					

(7)子育て支援講座～子育て編Ⅱ～

事業名	子育て支援講座				
事業対象者	市内在住小学生とその家族				
事業のねらい	子どもたちに父母や祖父母と料理をする楽しさを伝えるとともに、家族の絆および他の家族との交流を深めます。また、バランスの良い食生活を定着させるきっかけを作ります。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月20日(土)	参加者数	0人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		家族の料理教室(今回はパンを作ります)		
	回数	1回	講師名	食育インストラクター 本田 早苗氏	
	備考		中止(緊急事態宣言発出の為)		
参加者からのアンケート					

(8) 女性のためのエンパワーメントセミナー

事業名	女性のためのエンパワーメントセミナー				
事業対象者	女性のみ				
事業のねらい	育児や介護などにより退職した女性の再就職及び女性の能力開発を支援する。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	10月21日(水)	参加者数	15人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		「求人の見方・探し方のコツ」		
	回数	1回	講師名	埼玉県女性キャリアセンター・ キャリアカウンセラー	
	備考				
参加者からのアンケート	受講したことによって今後の方向性について自分の中はかなり迷いがあることを実感しました。自分自身の気持ちをもう少し掘り下げていきたいと思います。				
	大変わかりやすくて助かりました。ありがとうございました。				
	参加することが出来て良かったです。				
	自分以外にも求職中の人がいると思い、心強く思った。				
	ゆっくりはっきりと聞こえてわかりやすい内容でした。				
	ハローワーク求人検索のコツや有効求人倍率の話など今まで自分が知らなかったことを聞いて良かったです。				

(9) メンズアクションセミナー

事業名	メンズアクションセミナー				
事業対象者	男性のみ				
事業のねらい	人生100年時代のキャリア形成を講義とグループワークを通じ自身のキャリアの振り返りと、これからのキャリアは何を目指すのかを考える。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	12月13日(日)	参加者数	6人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		「生涯学習への取組み」		
	回数	1	講師名	本多正樹 産業カウンセラー	
	備考		毎月1回ハーモニー春日部 男性相談担当		
参加者からのアンケート	他の人の経験、経歴を教えて頂き討論する内容は良かったので、今後も継続をお願いします。				
	今後の生活に役立てたい。				
	新たな気持ちを転換、気づき、今後の生活にプラスαが有りました。				
	自分のこれまでの生き方の参考になった。				
	現在の自身の姿勢を保つことで間違いないと自覚でき、嬉しく感じています。				
	参加された方々のキャリアの凄さと向学心の高さに驚かされました、予想外の刺激を与えられました。				
	参加者各位の参加意識の高さに脱帽です。				
	生涯学習の必要性、大切さの理解ができ、今後の生き方の方向は見えたが、具体的なことはこれから決めようと思う。				
	分かり易い話し方で、充分理解出来ました。				
	非常に分かり易い内容でした。				

(10) 男性のための家事支援講座～清掃編～

事業名	男性のための家事支援講座 ～清掃編～				
事業対象者	市内在住・在勤の成人男性				
事業のねらい	家庭内の清掃の基本を学び、家事参加を促進して女性の家事負担の軽減を目指します。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月17日(日)	参加者数	0人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		～家の清掃編～		
	回数	1回	講師名	市内清掃会社社長 関目敏行氏 同社技術指導責任者 鈴木 智氏	
	備考		中止(緊急事態宣言発出の為)		
参加者からのアンケート					

(11) 男性のための家事支援講座～片づけ編～

事業名	男性のための家事支援講座 ～片づけ編～				
事業対象者	市内在住・在勤の成人男性				
事業のねらい	家庭内の整理収納の基本を学び、家事参加を促進して女性の家事負担の軽減を目指します。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	2月6日(土)	参加者数	0人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		～家の整理収納編～		
	回数	1回	講師名	整理収納コンサルタント 森 由香氏	
	備考		中止(緊急事態宣言発出の為)		
参加者からのアンケート					



## 11 令和2年度交流事業・市民活動支援事業

### (1) 登録団体の集い ～男女共同参画講演会～

事業名	令和2年度男女共同参画記念講演会 ～登録団体の集い～				
事業対象者	令和2年度登録団体				
事業のねらい	映画「折り梅」鑑賞会 実話に基づく家族の物語を通し、女性の生き方、家族の在り方、社会との関わり方などを考える機会とする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月24日(日)	参加者数	0人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		登録団体の集い		
	回数	1回	講師名	瀬山紀子氏	
	備考		中止(緊急事態宣言発出の為)		
参加者からのアンケート					

## (2) ハーモニーフェスタ2020

事業名	ハーモニーフェスタ2020
事業対象者	市民一般・子ども
実施日	令和2年11月28日(土)～29日(日)
参加者数	295人(男性108人/女性187人)
事業のねらい	新型コロナウイルスの影響で例年通りの男女共同参画週間に合わせた実施が出来ず、11月に開所20周年記念行事の意味合いも兼ねて、プログラムを絞って実施。
テーマ	ハーモニーフェスタ2020 『ふれあい ささえあい たすけあい ～笑顔とともに20年～』
具体的なプログラム 講師名 スケジュール など	<p>11月28日(土)</p> <p>&lt;実行委員会企画事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これからの時代に事業を興すための「走行力」の磨き方(講師:西井 香織氏)</li> <li>・ビデオ上映「みすゞ」</li> </ul> <p>&lt;市民企画ワークショップ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・～耳からの文学作品～(朗読の会 よつばのクローバー)</li> </ul> <p>11月29日(日)</p> <p>&lt;実行委員会企画事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーモニーコンサート(出演者:ヴァイオリン 桜井 大士氏 チェロ:橋本専史氏 ピアノ:高木 梢氏)</li> <li>・夢追いコンサート(参加団体:8団体)</li> <li>・親子で楽しめる科学教室～不思議体験!!3D万華鏡(講師:小林 久美恵氏)</li> <li>・風呂敷の包み方教室～風呂敷エコバックを持ちましょう～(講師:五十嵐和子氏)</li> </ul> <p>&lt;市民企画ワークショップ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦後七十五年「語り継ぐ平和への想い」朗読(アメンボの会)</li> </ul> <p>その他</p> <p>&lt;展示&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「旅を詠み・旅を撮る」(五十嵐和子氏)</li> <li>・「春日部を彩る鉄道2020」(春日部鉄道写真館)</li> <li>・「春日部に生きた女性と戦争」(内牧フォークロア 高橋昌子氏)</li> <li>・「春日部の自然」(埼玉県生態系保護協会春日部支部)</li> <li>・男女共同参画パネル「Women 現代の吟子たちに聞く」 (所有:With Youさいたま)</li> </ul>

## 12 令和2年度ハーモニー相談事業

ハーモニー相談は、女性相談員による女性の悩み相談と、男性相談員による男性のための相談を行っています。秘密は守ります。お問い合わせください。(TEL731-3333)

相談曜日	相談時間	相談内容
月曜日	午前10時から 午後3時	女性総合相談(電話相談可・予約可) 女性の抱える様々な悩みを女性の相談員が応じます
火曜日	午前10時から 午後3時	女性総合相談(電話相談可・予約可) 女性の抱える様々な悩みを女性の相談員が応じます
水曜日	午前10時から 午後3時	女性総合相談(電話相談可・予約可) 女性の抱える様々な悩みを女性の相談員が応じます
木曜日	午後1時から 午後4時	女性のからだ・母乳・育児相談(電話相談可・予約可) 女性の体の健康、母乳、育児などの悩みに保健師が応じます
金曜日	午前10時から 午後3時	女性総合相談(電話相談可・予約可) 女性の抱える様々な悩みを女性の相談員が応じます
第1・2・3 土曜日	正午から 午後4時	女性のカウンセリング相談(面接・予約可) 女性の心の悩みに女性カウンセラーが応じます
第4土曜日	午後1時から 午後4時	女性のための法律相談(面接・予約可) ※市内在住の女性 女性の離婚、DVなどの法的解決に女性の弁護士が応じます
第1日曜日	午後1時から 午後4時	男性のための相談(電話相談可・予約可) 男性の心の健康、生き方などに男性の相談員が応じます

## (1)女性の悩み相談 利用統計 (令和2年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
家族との関係	夫(妻)	16	13	20	13	16	18	15	17	16	12	12	7	175	8.0%
	夫の暴力	13	10	9	12	10	6	4	7	6	7	10	4	98	4.5%
	夫以外からの暴力	0	0	0	2	0	4	2	1	0	3	4	2	18	0.8%
	離婚	11	14	14	11	8	17	17	21	12	7	11	6	149	6.8%
	子ども	24	15	17	13	15	10	12	9	19	11	23	13	181	8.3%
	親	16	16	27	23	16	12	14	25	24	13	22	18	226	10.4%
	兄弟	4	5	7	11	7	8	3	7	14	6	8	6	86	4.0%
嫁・家との関係	嫁として	1	1	0	2	1	0	1	2	2	0	0	1	11	0.5%
	姑として	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
近隣		2	2	4	3	3	0	3	7	1	3	2	6	36	1.7%
友人		1	0	1	1	0	1	2	0	0	0	2	0	8	0.4%
自分のこと	職場	0	0	4	0	0	2	2	3	2	3	3	3	22	1.0%
	性格	0	2	1	1	1	0	2	0	1	1	2	2	13	0.6%
	生き方	4	2	10	10	5	2	12	4	9	11	11	9	89	4.1%
	LGBT・性同一障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	その他	0	3	5	0	1	2	1	1	0	4	7	10	34	1.6%
ライフサイクル	思春期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	子育て	0	0	0	1	0	1	0	0	1	4	0	1	8	0.4%
	中年	0	2	1	1	0	0	0	0	0	2	2	2	10	0.5%
	老年	1	1	0	1	1	1	0	0	1	1	1	1	9	0.4%
就職	就職	1	3	6	6	4	3	5	6	0	3	1	1	39	1.8%
	雇用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	セクハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	その他	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3	1	0	7	0.3%
生活	経済	19	10	20	21	15	16	13	12	8	12	7	6	159	7.3%
	介護	2	0	1	1	1	0	1	3	2	1	1	3	16	0.7%
健康	体	16	14	19	17	12	12	8	7	8	8	2	6	129	5.9%
	心	35	24	43	45	35	37	39	27	42	40	35	41	443	20.4%
	その他	1	3	13	17	14	13	16	15	10	7	27	10	146	6.7%
その他		11	13	11	3	3	4	2	3	3	8	1	1	63	2.9%
合 計		178	154	233	215	169	169	174	178	181	171	195	159	2176	
相 談 者 数		62	52	81	72	64	62	71	70	70	67	78	77	826	

## (2) 男性のための相談 利用統計 (令和2年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
家族との関係	妻	0	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	2	16	32.7%
	妻の暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2.0%
	妻以外からの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	離婚	0	0	0	1	0	2	2	1	0	0	0	0	6	12.2%
	子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	親	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2.0%
	兄弟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
近隣		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
友人		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
自分のこと	職場	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	5	10.2%
	性格	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4.1%
	生き方	1	0	2	1	1	1	1	0	0	1	0	1	9	18.4%
	LGBT・性同一障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	その他	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	6.1%
ライフサイクル	思春期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	子育て	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4.1%
	中年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	老年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2.0%
仕事	就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	雇用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	転職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
生活	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
健康	体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	心	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	4.1%
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2.0%
合計		1	4	4	5	4	6	7	4	4	5	2	3	49	
相談者数		1	2	3	3	3	3	4	2	2	3	2	3	31	

**春日部市男女共同参画推進センター要覧**

**令和3年度版**

**(令和2年度統計)**

**令和3年7月発行**

**編集・発行 春日部市 市民参加推進課**

**(男女共同参画・国際担当)**

**TEL048-736-1111(内線2877)**